

【 定期乗車券 払戻し計算式 】

(2025年4月1日 消費税10%)

(運送約款 第27条第1項(3)、手数料 第27条第2項(3))

定期乗車券及び定期回数乗車券にあつては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払戻しの請求があつた日までを 使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額

(1) 1ヶ月定期の払戻し

- ・原券の券面表示運賃額……………A
- ・原券表示区間の普通運賃額……………B
- ・経過日数(請求当日を含む) ……C
- ・払戻し手数料 ……………520円

※経過日数が13~15日を超えると、払戻し額はありません。(路線によります)

例) 尼崎線 1ヶ月定期運賃 13日経過

41,860円 - (1,600円 × 13日 × 2回) - 520円 = -260円

※払戻金額がない場合は、払戻しできません。

1ヶ月定期の払戻し額 = A円 - (B円 × E日 × 2回) - 520円

(2) 1ヶ月+端数定期の払戻し(端数日数のうちに払戻しする場合)

- ・原券の券面表示運賃額……………A
- ・原券表示区間の普通運賃額……………B
- ・経過日数(請求当日を含む) ……C
- ・払戻し手数料 ……………520円

※端数日数を超え翌月に入ってから払戻しは、(1)1ヶ月定期に準ずる。

1ヶ月+端数定期の払戻し額 = A円 - (B円 × E日 × 2回) - 520円

(3) 3ヶ月定期券の払戻し

- ・原券の券面表示運賃額……………A
- ・原券の1ヶ月定期運賃額……………B
- ・原券表示区間の普通運賃額……………C
- ・経過月数(※) ……………D
- ・経過日数(請求当日を含む) ……E
- ・払戻し手数料 ……………520円

※当月経過日数が12~14日までなら日割り額が残ります。

13~15日以上の場合は日割り額が1ヶ月定期運賃を超えるので、1カ月経過として計算します。

3ヶ月定期の払戻し額 = A円 - (B円 × Dヶ月) - (C円 × E日 × 2回) - 520円